附　則

この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第七十二号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第十条第一項、第三十五条第一項、第四十一条第一項及び第四十三条第一項並びに精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第十条第一項及び第三十五条第一項の規定に基づき、社会福祉士及び介護福祉士法第十条第一項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令及び精神保健福祉士法第十条第一項に規定する指定試験機関及び同法第三十五条第一項に規定する指定登録機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

社会福祉士及び介護福祉士法第十条第一項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令及び精神保健福祉士法第十条第一項に規定する指定試験機関及び同法第三十五条第一項に規定する指定登録機関を指定する省令の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「財団法人社会福祉振興・試験センター」を「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」に改める。

一　社会福祉士及び介護福祉士法第十条第一項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第八十五号）財団法人社会福祉振興・試験センターの項

二　精神保健福祉士法第十条第一項に規定する指定試験機関及び同法第三十五条第一項に規定する指定登録機関を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百七号）財団法人社会福祉振興・試験センターの項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第七十三号

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平成十三年法律第百十二号）第十九条の規定に基づき、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月二日　厚生労働大臣　小宮山洋子

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律施行規則（平成十三年厚生労働省令第百九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「及び埼玉紛争調整委員会」を「、埼玉紛争調整委員会、千葉紛争調整委員会及び神奈川紛争調整委員会」に、「千葉紛争調整委員会、神奈川紛争調整委員会、静岡紛争調整委員会」を「長野紛争調整委員会、静岡紛争調整委員会、京都紛争調整委員会、兵庫紛争調整委員会、奈良紛争調整委員会」に改める。

第十二条第二項中「様式第五号」の下に、「（第七条第一項の規定によりあっせんの手続の一部を特定のあっせん委員に行わせる場合にあっては、様式第五号の二）」を加える。

様式第一号表面を次のように改める。

様式第１号（第４条関係）（表面）

あっせん申請書

労働紛争当事者	労働者	ふりがな 氏名	
		住所	〒 電話　（　）
	事業主	ふりがな 氏名又は名称	
		住所	〒 電話　（　）
		※上記労働者に係る事業場の名称及び所在地	〒 電話　（　）
あっせんを求める事項及びその理由			
紛争の経過			
その他参考となる事項			

年　月　日

申請人　氏名又は名称　㊞

労働局長　殿